

第26号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長時間保育実施申込書」を「保育施設等入所（転所）申込書（兼長時間保育実施申込書）」に改め、同条第二項中「保護者は」の下に「、前項の申込みには」を加え、「又は」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 保育料の額を決定するために必要な書類

第六条第五項中「許可するとき」の下に「、保育料を決定した上で」を加える。

第九条を次のように改める。

（保育料の減額）

第九条 条例第十条の保育料の減額に係る基準は、文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）別表第三に定めるとおりとする。

2 保育料の減額を受けようとする保護者は、保育料減額申請書（別記様式第四号）又は、第三子以降の幼児の保育に係る保育料減額申請書（別記様式第五号）により、委員会に対して申請しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けた場合には、速やかに、減額の可否を決定し、保育料減額適用通知書（別記様式第六号）により、保護者に通知しなければならない。

4 前項に定める減額決定の効果は、申請日の属する月の翌月初日をもって始まり、減額条件の消滅する日の属する月の翌月初日をもって終了する。

第十一条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二項中「停止することができる」

の下に「。この場合において、委員会は、長時間保育停止通知書（別記様式第八号）により、保護者に通知するものとする」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する長時間保育を停止する期間が終了したときは、委員会は、長時間保育停止解除通知書（別記様式第九号）により、保護者に通知するものとする。

第十二条第二項中「別記様式第五号」を「別記様式第十号」に改める。

別表第三を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

保育所入所 (転所) 申込書 (兼長時間保育実施申込書)

文京区長 殿
文京区教育委員会 殿

次のとおり保育所の入所 (転所) 及び幼稚園長時間保育の実施を申し込みます。
なお、児童・幼児が卒園又は退園するまで、入所の承諾あるいは幼稚園長時間保育実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報 (同一世帯者に係るものを含む。) について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。
また、転所の申込みにあたっては、次の①及び②に同意します。
①転所の内定は、辞退できません。②保育料の滞納がある世帯は、転所の選考の対象外となります。

(フリガナ) 保護者 氏名		印	申請日 年 月 日	電話番号 自宅 () 父親携帯 () 母親携帯 ()
現住所	〒 丁目 番 号			

園児の属する世帯の状況 ※住民票上世帯が別となっている方、別居の方を含め、同一生計の方全員を記入してください (対象児童を含む。)						
申込 幼児	氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢	性別	職業、お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	

希望する 保育所・ 幼稚園	第1希望 第2希望 第3希望 第4希望 第5希望	延長 保育 の 希望	希望保育時間 午前 時 分 ~ 午後 時 分 区立保育園の月極の延長保育を申し込みますか? <input type="checkbox"/> はい → 延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ ※ 区立保育所は、1歳児クラス以上 (根津保育園は満1歳以上) の児童が申し込みできます。 ※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。
---------------------	--------------------------------------	---------------------	---

きょうだいで申し込む 場合 希望する方に☑をつけて ください	① 同時に入所 (転所) できないとき <input type="checkbox"/> 1人だけでも入所 (転所) を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ② 同時に入所 (転所) できるとき <input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいと同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいと同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する ③ 別々の園に内定したとき <input type="checkbox"/> 別々でも入所 (転所) を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
通園を希望する期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 小学校に就学する年の3月末日まで (又は卒園まで) <input type="checkbox"/> 年 月末日まで

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

第 号
年 月 日

長時間保育実施許可通知書

様

文京区教育委員会 印

次の幼児の長時間保育の実施については、下記のとおり許可します。

記

幼 児 名		生年月日	年 月 日
幼 稚 園 名	幼稚園	整理番号	
幼稚園所在地			
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
備 考			

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号（第6条関係）

（表）

第 号
年 月 日

長時間保育実施不許可通知書

様

文京区教育委員会 印

申込みのありました 様に係る 幼稚園・長時間保育の実施（ 年
月開始）につきましては、下記の理由により実施できませんので、通知します。

記

- 1 長時間保育の実施基準に該当しますが、申込みが定員を超え、今回審査の結果、直ちに実施できないため
- 2 長時間保育の実施基準に該当しますが、欠員がないため
- 3 長時間保育の実施基準に該当しないため

なお、今回提出された申込書は、上記1又は2の理由による場合には、入園年度内においては文京区教育委員会にて保管し、欠員が生じたとき、選考対象としますので、同一年度内は再度の申込みの必要がありません。

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号（第9条関係）

保 育 料 減 額 申 請 書

年 月 日

文京区教育委員会 殿

住所 文京区 丁目 番 号
氏名 ⑩

下記の理由により、保育料の減額を申請します。

記

幼児名	生年月日	幼稚園名
申請理由		

別記様式第五号を次のように改める。

第三子以降の幼児の保育に係る保育料減額申請書

年 月 日

文京区教育委員会 殿

住所 文京区 丁目 番 号

氏名 印

以下の幼児について、第三子以降の幼児の保育に係る保育料の減額を申請します。

【申請幼児】

※ 第三子以降の幼児で幼稚園長時間保育を受ける者のみ記載してください。

	幼児名	生年月日	施設名
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	

注意事項

- (1) この減額は、同一の世帯に児童・幼児が3人以上いる場合であって、第三子以降の幼児が幼稚園長時間保育の実施を受けていることが条件となります。
- (2) この減額は、文京区外に転居したとき又は幼稚園を退園したときに終了します。
- (3) この減額は、毎年度3月末で終了します。翌年度に引き続き減額を受けたい場合は、改めて申請する必要があります。

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号（第9条関係）

（表）

第 号
年 月 日

保育料減額適用通知書

様

文京区教育委員会 印

保育料について、下記のとおり減額したので通知します。

記

幼児名		生年月日	年 月 日
幼稚園名		整理番号	
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
内容	減額適用	階 層	(減額前)
月 別	保 育 料	月 別	保 育 料
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分		12月分	
7月分		1月分	
8月分		2月分	
9月分		3月分	

備考

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第七号を次のように改める。

長時間保育実施停止申立書

年 月 日

文京区教育委員会 殿

保護者	住所	文京区	丁目	番	—	号
	氏名					電話(昼間連絡先)
幼児名	(歳児クラス)					幼稚園
	(歳児クラス)					幼稚園
	(歳児クラス)					幼稚園

下記の理由により、長時間保育の停止を申し立てます。

記

1 理由

- (1) 里帰り出産 ※母子手帳の出産予定日のページのコピーをご提出ください。
- (2) 在園児の傷病 ※診断書をご提出ください。
- (3) その他

2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 長時間保育停止中の住所及び連絡先

確認欄

- 1 長時間保育停止は、年度で最大2か月までです。
- 2 保育停止は、月単位となります。停止中に登園されますと停止は解除され、1か月分の保育料が発生します。
- 3 長時間保育停止期間後、登園されない場合は退園となります。

保護者氏名

印

別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第8号（第11条関係）

（表）

第 号
年 月 日

長時間保育停止通知書

様

文京区教育委員会 印

下記のとおり長時間保育を停止したので、通知します。

記

幼児名		生年月日	年 月 日
幼稚園名		整理番号	
幼稚園所在地			
保育料			
内 容		階 層	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
備 考			

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第9号（第11条関係）

（表）

第 号
年 月 日

長時間保育停止解除通知書

様

文京区教育委員会 印

下記のとおり長時間保育の停止を解除したので、通知します。

記

幼児名		生年月日	年 月 日
幼稚園名		整理番号	
幼稚園所在地			
内 容		解除年月日	年 月 日
備 考			

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号(第12条関係)

(表)

第 号
年 月 日

長時間保育実施解除通知書

様

文京区教育委員会 印

下記のとおり長時間保育を解除したので、通知します。

記

幼 児 名		生年月日	年 月 日
幼稚園名		整理番号	
幼稚園所在地			
内 容		解除年月日	年 月 日
備 考			

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による第五条の申込みその他の長時間保育等の実施に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（長時間保育の申込み）</p> <p>第五条 長時間保育の実施を受けようとする保護者は、<u>保育施設等入所（転所）申込書（兼長時間保育実施申込書）</u>（別記様式第一号）により委員会に申し込まなければならない。</p> <p>2 保護者は、<u>前項の申込みには</u>、次に掲げる書類を添付し、指定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>一 条例第四条第二項に該当することを証明する書類</p> <p>二 <u>保育料の額を決定するために必要な書類</u></p> <p>三 <u>その他委員会が必要があると認めた書類</u></p> <p>3（略）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（長時間保育の申込み）</p> <p>第五条 長時間保育の実施を受けようとする保護者は、<u>長時間保育実施申込書</u>（別記様式第一号）により委員会に申し込まなければならない。</p> <p>2 保護者は、次に掲げる書類を添付し、<u>又は</u>指定の期日までに提出しなければならない。</p> <p>一 条例第四条第二項に該当することを証明する書類</p> <p>二 <u>その他委員会が必要があると認めた書類</u></p> <p>3（略）</p>
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 1～4（略）</p> <p>5 委員会は、長時間保育の実施を許可するときは、<u>保育料を決定した上で</u>、長時間保育実施許可通知書（別記様式第二号）により保護者に通知する。</p> <p>6（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 1～4（略）</p> <p>5 委員会は、長時間保育の実施を許可するときは、長時間保育実施許可通知書（別記様式第二号）により保護者に通知する。</p> <p>6（略）</p>
<p>第七条～第八条（略）</p> <p>（保育料の減額）</p> <p>第九条 <u>条例第十条の保育料の減額に係る基準は、文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）別表第三に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>保育料の減額を受けようとする保護者は、保育料減額申請書（別記様式第四号）又は、第三子以降の幼児の保育に係る保育料減額申請書</u></p>	<p>第七条～第八条（略）</p> <p>（長時間保育等利用料の減額免除）</p> <p>第九条 <u>長時間保育利用料の減額又は免除は、別表第三による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同一世帯において扶養される三人以上の子（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の</u></p>

(別記様式第五号)により、委員会に対して申請しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けた場合には、速やかに、減額の可否を決定し、保育料減額適用通知書(別記様式第六号)により、保護者に通知しなければならない。

4 前項に定める減額決定の効果は、申請日の属する月の翌月初日をもって始まり、減額条件の消滅する日の属する月の翌月初日をもって終了する。

第十条 (略)

(長時間保育の停止)

第十一条 長時間保育を受けている幼児が疾病等のため、一時的に長時間保育を受けることができなくなったときは、保護者は、長時間保育実施停止申立書(別記様式第七号)を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申立てが相当であると認めるときは、二月を限度に長時間保育の実施を停止することができる。この場合において、委員会は、長時間保育停止通知書(別記様式第八号)により、保護者に通知するものとする。

3 前項に規定する長時間保育を停止する期間が終了したときは、委員会は、長時間保育停止解除通知書(別記様式第九号)により、保護者に通知するものとする。

(長時間保育の解除)

第十二条 (略)

2 委員会は、前項の解除をするときは、長時間保育実施解除通知書(別記様式第十号)により、保護者に通知しなければならない。

第十三条～第十四条 (略)

(扶養親族に該当する場合に限る。)のうち、第三子以降の幼児に係る長時間保育利用料は、その全額を免除する。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による区民税の非課税世帯及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けている世帯に係る延長保育利用料は、その全額を免除する。

4 長時間保育等利用料の減額又は免除を受けようとする者は、委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

第十条 (略)

(長時間保育の停止)

第十一条 長時間保育を受けている幼児が疾病等のため、一時的に長時間保育を受けることができなくなったときは、保護者は、長時間保育実施停止申立書(別記様式第四号)を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申立てが相当であると認めるときは、二月を限度に長時間保育の実施を停止することができる。

3 委員会は、前項の場合において、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって長時間保育の実施を停止する月が生じるときは、その月に係る長時間保育等利用料は徴収しない。

(長時間保育の解除)

第十二条 (略)

2 委員会は、前項の解除をするときは、長時間保育実施解除通知書(別記様式第五号)により、保護者に通知しなければならない。

第十三条～第十四条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による第五条の申込みその他の長時間保育等の実施に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の目前においても行うことができる。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第6条関係) (略)

別記様式第1号 (第5条関係) (略)

別記様式第2号 (第6条関係) (略)

別記様式第3号 (第6条関係) (略)

別記様式第4号 (第9条関係) (略)

別記様式第5号 (第9条関係) (略)

別記様式第6号 (第9条関係) (略)

別記様式第7号 (第11条関係) (略)

別記様式第8号 (第11条関係) (略)

別記様式第9号 (第11条関係) (略)

別記様式第10号 (第12条関係) (略)

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第6条関係) (略)

別表第3 (第9条関係) (略)

別記様式第1号 (第5条関係) (略)

別記様式第2号 (第6条関係) (略)

別記様式第3号 (第6条関係) (略)

別記様式第4号 (第11条関係) (略)

別記様式第5号 (第12条関係) (略)